

記入上の注意

1. 親権者が生徒の両親の場合

氏名欄に父母の氏名をそれぞれ記入するだけで備考欄には記入不要です

2. 別居(離婚協議中も含む)の場合

法的な親権者はご両親お二人となりますので、ご両親お二人の氏名を記入してください

※e-Shien の入力もご両親お二人分必要となりますのでご注意ください

3. 親権者が父母のいずれか 1 名の場合

備考欄の理由のいずれかに○印をつけてください

④の養子縁組をしていない再婚（※生徒と実親の再婚相手が養子縁組をせず親権者になっていない場合）に○印をした場合は氏名欄には現在親権を持つ保護者の氏名だけを記入してください。

※e-Shien の入力も親権を持つ保護者方だけとなりますのでご注意ください

4. 親権者は両親だが一方のマイナンバーを提出する事ができない場合

例 1：DV や児童虐待等で接近禁止命令が出されている

例 2：離婚はしていないがやむを得ない事情で一方の親権者のマイナンバーの入力ができない
現在、生徒を養育している親権者の氏名だけを記入して備考欄の⑤その他に○印を記入し、理由を記入してください。

後日、状況の確認や別途書類を提出等で千葉県が状況を判断し、1 名分のみで申請が認められる場合もあります。

5. 親権者がおらず、未成年後見人が指定されている場合

氏名欄に未成年後見人の氏名を記入し、備考欄に生徒との関係と理由を記入してください

例：生徒との関係（祖母） 理由（生徒の両親の死去により）等

生徒が祖父母と養子縁組をしている場合、未成年後見人欄ではなく、父母の氏名欄に祖父母の氏名を記入し、続柄の父・母を、祖父・祖母と訂正してください。

6. 親権者がおらず、未成年後見人に扶養義務がない(未成年後見人が弁護士のみ等)場合

主たる生計維持者の氏名を記入し、備考欄に生徒との関係を記入してください

例：生徒との関係（ 兄 ） 等

後日、千葉県から詳しい状況の確認や別途書類の提出をお願いする場合があります。

ご不明な点がございましたら事務局会計課（043-251-7221）までご連絡下さい